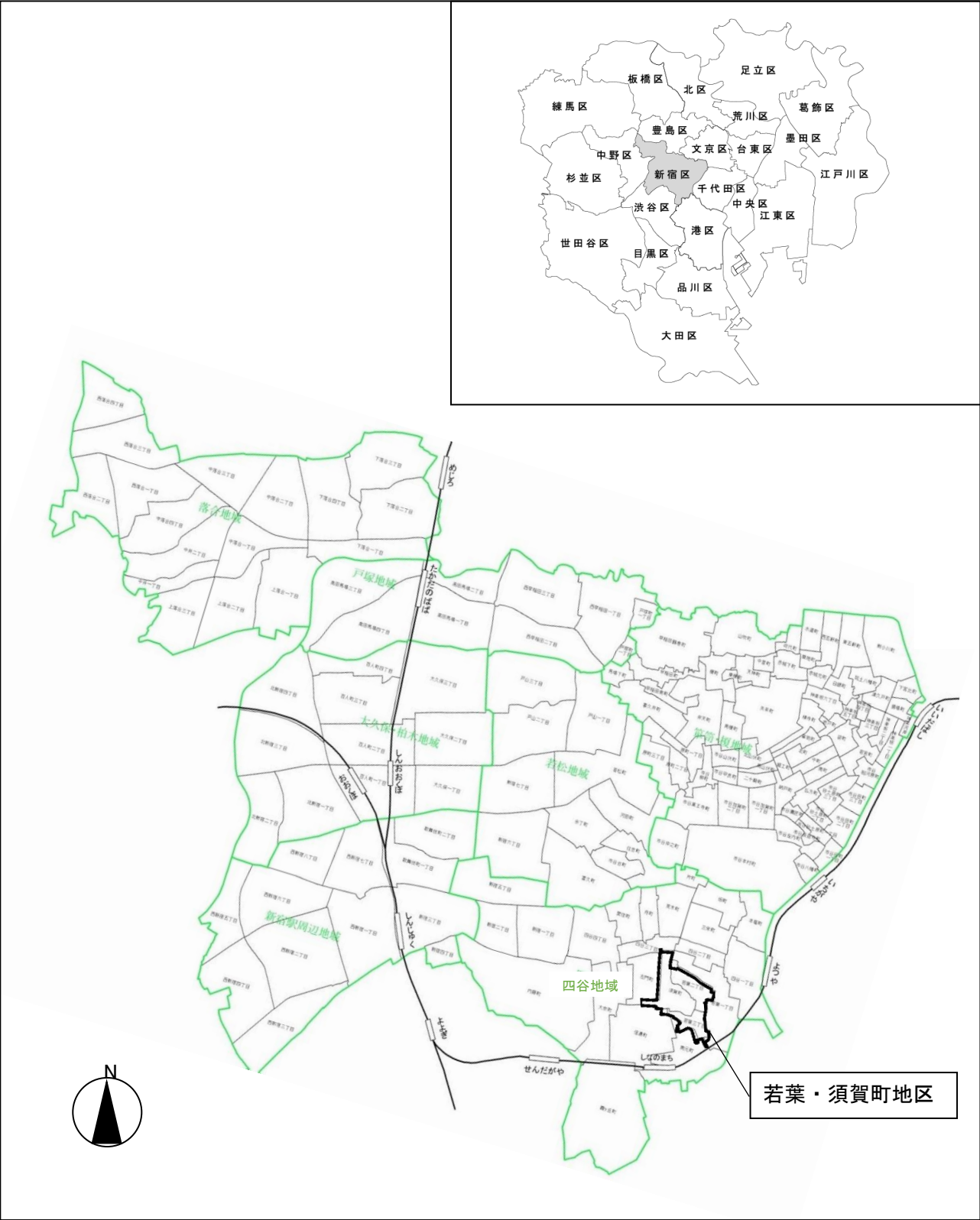


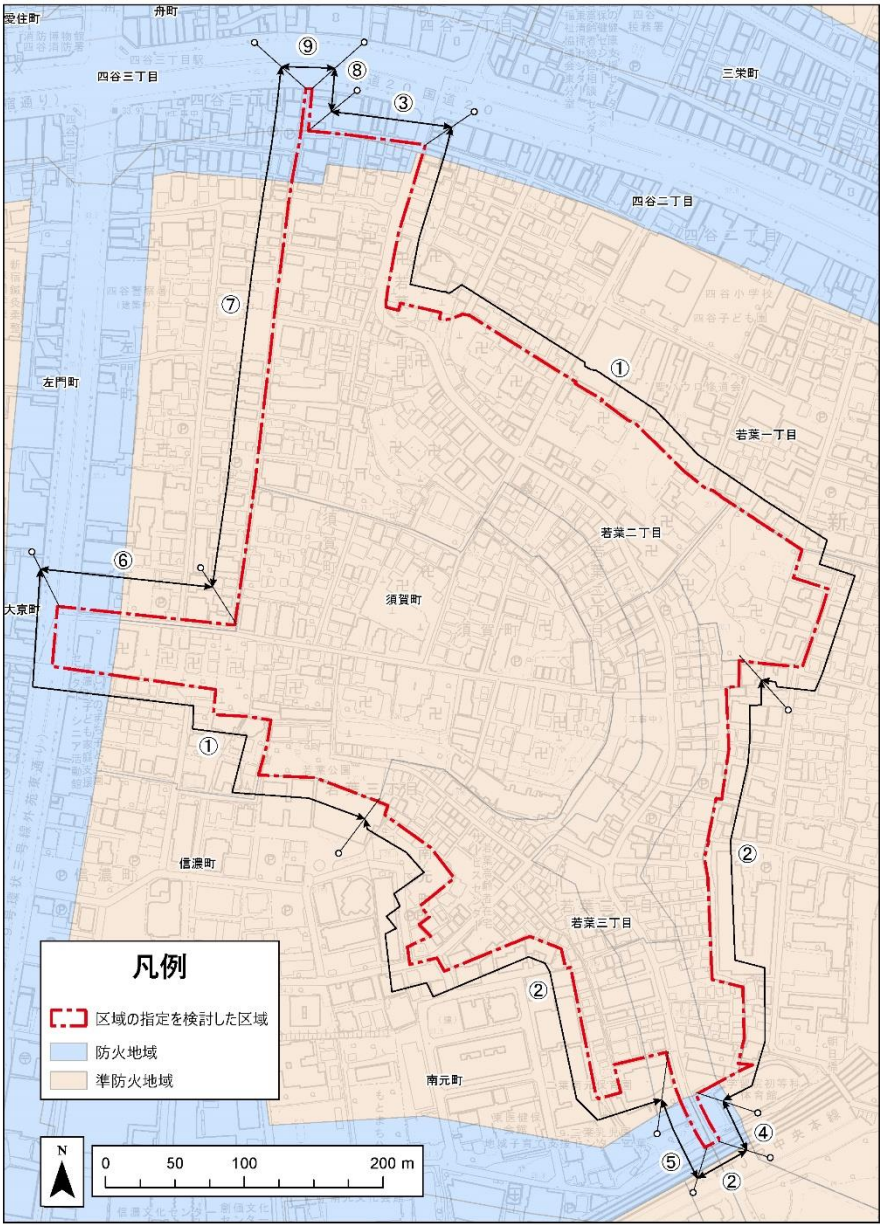
新たな防火規制の区域指定案
位置図



区域及び指定理由

区 域	新宿区若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、南元町、須賀町、左門町、四谷三丁目及び信濃町各地内
指定理由	本地区は、東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定による区域指定に関する要綱第2の(6)防災街区整備方針に基づく防災再開発促進地区に該当している。災害に強く、良好な居住環境の形成のために、新たな防火規制区域を指定する。

区域図



凡例	①	地区整備計画の境界線	若葉・須賀町地区地区計画区域内の地区整備計画の境界線
	②	地区整備計画の境界線	若葉地区地区計画区域内の地区整備計画の境界線
	③	道路中心線及びその見通し線	特別区道 43-180 号
	④	道路中心線から東側に 5m の線	特別区道 43-210 号
	⑤	道路中心線から西側に 5m の線	特別区道 43-210 号
	⑥	道路中心線から北側に 5m の線及びその見通し線	特別区道 43-250 号
	⑦	道路中心線	特別区道 43-160 号
	⑧	道路中心線から東側に 5m の線	特別区道 43-160 号
	⑨	都市計画道路の南側の境界線	東京都市計画道路幹線街路放射街路第 5 号

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 2,500 分の 1 の地形図を利用して作成したものである。（承認番号）MMT 利許第 06-K104-1 号 令和 6 年 4 月 18 日（許諾番号）6 都市基交測第 8 号 令和 6 年 4 月 17 日